平成２８年（フ）第１８４号
滋賀県野洲市栄７番５－207号　レオパレスＳＡＫＡＥ
債務者　東田　惣太
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８７号
滋賀県草津市馬場町207番地68
債務者　大村　一幸
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
滋賀県野洲市上屋1334番地　レオパレスぎおう205号、前住所滋賀県守山市水保町1306番地８
債務者　井上　善晴
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
滋賀県草津市馬場町207番地21　モンルポ草津　303号
債務者　大澤　尚也
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
滋賀県草津市青地町213番地１　ディアコート青地Ⅱ　510号
債務者　佐藤　麻矢
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
大津市大萱３丁目２番39号　リベラルコーポ阪口202号、前住所大津市栄町８番29号　ロイヤルステージ石山203号
債務者　北村　久美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
大津市坂本７丁目16番30号
債務者　山本　佳奈
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１５号
滋賀県草津市野村５丁目10番２－203号　疋田マンションⅡ
債務者　矢本　　昭
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１９号
大津市大平１丁目11番Ｃ－303号
債務者　三枝なを美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２２号
大津市坂本６丁目29番78－101号
債務者　岡本　徹也
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
滋賀県米原市甲賀253番地１
債務者　田仲　　訓
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市青谷町河原130番地、旧住所鳥取県鳥取市美萩野３丁目42番地
債務者　植田眞由美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市青谷町河原130番地
債務者　植田　未沙
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1958番地１
債務者　出井　初枝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
鳥取県米子市義方町13番30号　コーポタナカ５号
債務者　横谷美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１０８号
鳥取県米子市目久美町23番地１　クリーンピア米子駅東701
債務者　濱田佳代子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１０５号
山口県下関市大字勝谷291番地３　ハイツパンサー　Ａ号
債務者　**荒**木　英明
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係